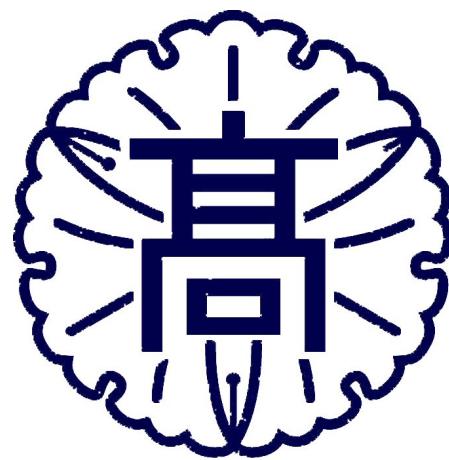


令和 7 年度

学校生活の手引き



大阪府立だいせん聴覚高等支援学校

学校生活全般にわたる諸規定

1. 修業年限は、本科の課程にあっては3年、専攻科の課程にあっては2年とする。
2. 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
3. 学期は次のとおりとする。
前期：4月8日から10月8日まで 後期：10月14日から3月24日まで
4. 休業日は、次のとおりとする。
 - (1)土曜日・日曜日および祝日
 - (2)夏季休業日 7月19日から8月24日まで
 - (3)秋季休業日 10月9日から10月13日まで
 - (4)冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
 - (5)春季休業日 3月25日から4月始業式まで
5. 教育活動
教科学習活動と特別教育活動（HR、部活動、生徒自治会活動）と自立活動がある。
 - (1)教科活動 1～6限目50分授業（本科・普通科、専攻科は水曜7～8限目50分授業）
 - (2)特別教育活動
S H R ・・・ 毎 日 午前8時35分から
L H R ・・・ 木曜日 6時限目
部活動 ・・・ 自由参加
 - ①活動日時は、基本的に月～金曜日午後3時30分～4時45分 5時完全下校
 - ②部活動の時間延長については、延長願を提出の上、必ず部顧問の付添があること
 - 時間については、午後6時完全下校とする
 - ③早朝練習については、午前7時30分以降開始とし、延長願を提出の上、必ず部顧問の付添があること。
6. その他
(1)忌引き日数は原則として、次の日数以内とする。

父母（親権者を含む）	7日
兄弟姉妹	5日
祖父母	3日
伯叔父母、その他親族	1日

ただし、遠隔地の場合は上記の日数に往復に要する日数を加算できる。
- (2)規定の日数、規定の授業時間数に満たない場合、あるいは著しく成績不振の教科がある場合は、原級留置（留年）がある。

暴風警報・特別警報発令時の休校

- 暴風警報・特別警報発令時の臨時休業などの措置は、次のとおりとする。
- (1)午前7時現在、堺市に「暴風警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」が発表されているときは、臨時休業とする。
 - (2)午前7時から12時を含む時間帯にJR阪和線または南海高野線の三国ヶ丘駅を含む区間で「計画運休」が行われるときは臨時休業とする。
- [注意事項]
- ・計画運休とは鉄道などの公共交通機関が、悪天候で運行への影響が予測される場合に、あらかじめ告知した上で運休を行うもので、人身事故等の突発的な運休は含みません。
 - ・詳細は「マチコミ」にてもメール配信しますので、ご確認ください。
 - ・居住地域に上記の警報が発表されている場合は自主的に登校を見合わせてください。

有意義な高校生活をおくるために

1. 基本的な生活習慣をつける

- (1) 規則正しい生活を続け、生活リズムを確立すること。
- (2) 遅刻、欠席、早退は必ず事前に保護者から学校に連絡すること。

2. 学校生活の基本

- (1) 次のような活動がある。
 - ①教科学習、学級活動と学校行事
 - ②生徒自治会活動
 - ③部活動
- (2) 自立に向けて様々なことを学ぶ。(自立活動)
- (3) 自己の聴覚管理を進める。
- (4) 学校からの連絡・通知文書類は保護者に渡すこと。
- (5) 学習活動など学校生活上で必要でない物品の校内持ち込みはしないこと。

3. 通学について

- (1) 通学時の単車、自動車の使用は厳禁とする。
- (2) 自転車通学については、許可を得た生徒以外は禁止とする。
(ただし、自宅から最寄りの駅までは可)

4. 遅刻について

- (1) 8:35に、HR 教室に入室していない場合を遅刻とする。
- (2) 遅刻した場合は、自身の学科職員室に行き『入室許可証』に記入し、速やかに授業場所へ向かう。
- (3) 授業開始後20分までの遅刻の場合、その授業は出席とする。
- (4) 交通機関等による遅れは延着証明書（Web 証明含む）を確認の上、相応の時間内の場合は遅刻としない。
- (5) 理由のない度重なる遅刻に関しては、遅刻回数に応じた指導をおこなう。

5. 服装・身だしなみについて

T P O 【Time (時間), Place (場所), Occasion (場合)】に応じた、進学・就職時の面接を受けるにふさわしいものとする。

(1) 夏服・冬服の期間について

5月～10月…夏服 11月～4月…冬服

※上記を基本とするが、気温や各自の体調に応じて着分けるものとする。

ただし、会社見学等の校外行事などでは、冬服の着用を指示する場合がある。

(2) 本科生は本校指定の制服、専攻科生はビジネススーツを着用すること

[本科生] 以下の着こなし方から選択すること。

基本形…[夏服] ①開襟シャツ、スラックス（ネクタイは着用しない）
②開襟シャツ、スカート（リボンは着用しない）

[冬服] ①長袖シャツ、スラックス、ネクタイ、ジャケット
②長袖シャツ、スカート、リボン、ジャケット

[共通] カバンについては、特に指定なし。

靴については《認めていない物》以外は特に指定なし。

[専攻科生] 以下の着こなし方から選択すること。

基本形…[夏服] ①半袖カッターシャツ、スラックスまたはスカート
(ネクタイは着用しなくてもよい)

②半袖ポロシャツ、半袖ブラウス、スラックスまたはスカート
(ネクタイは着用しない)

[冬服] ①スーツ、長袖カッターシャツ、スラックス、ネクタイ

②スーツ、長袖カッターシャツ、スカート

③スーツ、ブラウス、スラックスまたはスカート

[共通] 靴については革靴、パンプスを基本とする。

(スポーツシューズ、ローファーでも可)

スーツの色は、紺・グレー・黒系のみ。

カッターシャツ、ブラウス、ポロシャツの色は白とする。

カバンについては、特に指定なし。

(3) 服装に関する補足

《認めているもの》

・防寒具（ダウン、コート、マフラー、手袋等）の着用。ただし、登下校時は、必ずジャケットを着用すること。

・シャツの上からセーター（インナーダウン等）の着用。

※学校指定のセーター、ベスト、カーディガンまたは、各自で準備したもの。ただし、色は紺・グレー・黒の3色のみ。

※校内では、活動状況に応じてジャケットを着脱して過ごしてもかまわない。

※職場見学、式典行事などでは、正装を指示する場合もある。

《認めていないもの》

・シャツの裾をスラックス、スカートから出す着こなし。

ただし、本科生の開襟シャツ、専攻科生のポロシャツはその限りではない。

・スラックスの裾を折り曲げる。

・他人から見て見苦しいと思うようなボタンの開け方。（第一ボタンまで可）

・ジャケット内のジャージ、パーカーの着用。

・白、黒、グレー、ベージュ系以外のインナーの着用。（柄物も不可）

・ミュール、サンダル、ぞうり、ブーツ、ハイヒール等の履物。

・スカートの中にジャージ、体操服の着用。

(4) 頭髪・装飾など

・パーマ、染髪、エクステ、マニキュア、カラーコンタクト（度入りも含む）、ネックレス、ピアス、指輪等、また、入れ墨、タトゥー（シールを含む）等、学校生活を過ごす上で必要ないものは禁止する。

(5) その他

・校舎内は下足と上履きを区別すること。（上履きは指定のものを履くこと。）

体育館、学科の実習室などの履物については別に定める。

6. スマートフォン・携帯電話の取り扱いについて

- (1) 授業、考查等が始まる前には電源を切ってカゴの中に入れておくこと。
- (2) 朝礼、集会、式典など集団活動中の使用は禁止とする。
- (3) 休憩時間のみ使用を認める。

※ただし、歩きながらの使用(歩きスマホ)、食事中の使用(ランチルームでの使用)、他人との貸し借りはしないこと。

※SNS (LINE・X〔旧Twitter〕・Facebook・Instagram等) を介した不適切な書き込み・写真・動画等の投稿は絶対しないこと。

- (4) 学校内のコンセントを使用しての充電は禁止とする。
- (5) 注意しても、指導に従わない場合は、「指導無視」とみなして指導の対象とする。

7. ICT機器の取り扱いについて

- (1) ICT機器の貸し借りは禁止とする。
- (2) Apple IDのフィルタリング、ソフト等の設定の変更は禁止とする。
- (3) 移動時や必要以外はHR教室の鍵付きロッカーで管理する。
- (4) 故障や紛失・盗難等の場合は、自己負担で修理・再購入する。
- (5) 授業中、教員の提示以外の操作は禁止とする。
- (6) 朝礼、集会、式典など集団活動中の使用は禁止とする。
- (7) 休憩時間の使用については、歩きながらの使用・食事中の使用は禁止とする。
- (8) 学校での充電は原則禁止とする。
- (9) 学校で使用するのに不適切なアプリ等があった場合は、担任と管理職の判断で削除させる等の指導を行う。
- (10) 注意しても、指導に従わない場合は、「指導無視」とみなして指導の対象とする。

8. オンライン授業の注意事項とマナーについて

(1) 個人情報、著作権について

- ①アカウントとパスワードは、決して他人に教えない。(他人がなりすましてログインする可能性があるため)
- ②授業で知り得た他の人の個人情報は、目的外では使わない。
- ③撮影を伴う場合は、カメラの背景に気を付ける。家族の姿や個人情報、そのほか不適切なものが映らないようにする。
- ④授業の様子を無断で録画したり、SNSや動画配信サイトにアップロードしたりしない。
 - オンライン授業で映った先生や他の生徒の顔を、無断でSNSや動画配信サイトにアップロードすることは、肖像権の侵害にあたる。
 - オンライン授業における資料等をSNSや動画配信サイトにアップロードすることは、著作権の侵害にあたる。

(2) 授業としての参加

- ①Classroomは適切に使用する。授業で不要なコメントの投稿は厳禁。
- ②授業の開始時間や課題提出の締め切り等、厳守する。
- ③オンライン授業に取り組む前に、必ず筆記用具やノート、教科書を準備

する。

- ④ZOOM 等のテレビ会議アプリで授業やホームルームを行う際は、本科生は制服、専攻科生はスーツを着用して参加する。

9. 考査について

全ての考査は、次の点に注意すること。

- (1) 20分以上遅刻した場合は欠課とする。ただし、受験は認める。
(2) カンニングなどの不正行為をした者は懲戒処分の対象とする。
[不正行為をした場合は、その教科は0点とする。]
(3) 原則、途中退室は認めない。

10. 懲戒などの指導対象について

次にかかげり得るような行為（類似行為）をした生徒は懲戒など指導の対象となる。

（事象によっては、同席の場合も懲戒など指導の対象となる。）

- | | |
|---|------------------------|
| ①飲酒、喫煙、薬物乱用（電子、加熱式タバコ・ノンアルコール類を含む。） | ②喫煙具（たばこ、マッチ、ライター等）の所持 |
| ③暴言・暴力、いじめ行為 | ④万引き、窃盗などの反社会的行為 |
| ⑤セクハラ（性的嫌がらせ） | ⑥故意による公共物破損 |
| ⑦迷惑行為 | ⑧授業妨害、授業放棄、無断早退 |
| ⑨考査中の不正行為 | ⑩著しい怠学行為 |
| ⑪SNS を（LINE・X〔旧Twitter〕・Facebook・Instagram等）介した不適切な行為 | |
| ⑫指導拒否や指導無視、校則違反 | ⑬単車、自動車による通学 |
| ⑭生徒の本分を逸脱した行動を取り、学校秩序を著しく乱す行為 | |

11. 自転車通学について

- (1)次の場合に申請を認める。

- ①自宅と本校間の自転車通学の場合。（本校より2km～8kmの範囲を原則とする）
②自宅と最寄り駅間の自転車通学の場合。

※自転車通学の範囲内であっても、自転車通学時に危険と判断される場合は、自転車通学を認めない場合もある。安全に自転車通学が可能であるかどうかの判断は、通学経路を地図上で確認の上、必要に応じて本校職員が現地調査を実施した上で判断する。

- (2) JR三国ヶ丘駅、南海三国ヶ丘駅と本校との自転車通学は申請を認めない。

※通学路の状況調査の結果、限られた時間内に本校生徒が集団で自転車登校をした場合、生徒の安全、一般の歩行者の安全の確保が困難であるため。

- (3)自転車通学時の諸注意

自転車通学をする場合は次の事項を厳守すること。

- ①防犯登録（車体番号有）してある自転車であること。
②自転車保険へ各自で加入すること。
③交通法規を守ること。乗車用ヘルメットをかぶるよう努めること。
[二人乗り・傘さし・携帯電話を使用しながらの走行は厳禁]
④雨ガッパを購入すること。

- ⑤自転車通学証のステッカーを自転車後部の見やすい場所に貼付すること。
※ステッカーを損失あるいは自転車を買い換えた場合には、再度申請書を書き、
ステッカーを生活指導部から受け取り、後部に貼付すること。
- ⑥自転車は所定の自転車置き場に置き、安全点検を怠らないこと。

[ベル・ライト・ブレーキの点検を必ず行うこと]

- ⑦自転車の管理は各自の責任で行うこと。
- ⑧最寄りの駅駐輪場等を利用する場合には、使用規定を守ること。
- ⑨事故にあった場合は、被害者・加害者を問わず、学校に報告すること。
- ⑩本校で実施する自転車通学安全講習会には必ず参加すること。

※大阪府では、条例により、自転車利用者については自転車保険への加入が義務付けられています。積極的に保険への加入をお願いします。

1 2. 運転免許取得について

【本科生】運転免許の取得を必要とするものは、運転免許取得許可証をもらった上で、保護者の責任のもと、運転免許を取得することができる。

【専攻科生】保護者の責任のもと運転免許を取得することができるが、必ず事前に担任に伝えておくこと。

【本科生・専攻科生】

- (1)運転免許の取得に際しては、学業に支障のないようにしなければならない。
- (2)取得した運転免許証の写しと自動車の運転に関する誓約書を担任まで提出し、生活指導部に届け出ること。
- (3)運転免許取得後の運転は、保護者の責任のもと、交通法規を遵守し、安全運転をすること。
尚、未成年者は絶対に乗せてはならない。
- (4)通学に使用することは認めない。

1 3. アルバイトについて

【本科生】

- (1)アルバイトは原則禁止とする。
- (2)経済的な理由（学費補助など）など、やむを得ない事情がある場合のみ、保護者からの『許可願い』の申請により、許可をすることがある。
- (3)経済的な理由であっても、下記の条件を原則として満たさなければならない。
①就業時間は午後8時まで ②安全上問題がないこと ③通勤方法の安全が確認できること
- (4)アルバイト許可から届け出までの流れ

- ①『アルバイト許可願』に必要事項を漏れなく記入し、保護者の署名・捺印後、担任に提出する。
- ②担任が保護者に内容を確認し、生活指導部に『アルバイト許可願』を提出する。
- ③書類の確認後、『アルバイト許可証』が発行されるので、担任より受け取ってからアルバイト先を決定する。
- ④アルバイト先で『アルバイト届』に事業所名、所在地、責任者名、連絡先を記入してもらう。
- ⑤保護者の署名・捺印後、『アルバイト届』を担任に提出し、生活指導部に提出する。

【専攻科生】

- (1) アルバイトは保護者の責任のもと、行うことができる。ただし、保護者から『アルバイト届』を提出し、以下の事を厳守すること。
- ①通勤方法の安全が確認できること。
 - ②学生がアルバイトをするにふさわしい事業所・職種であり、安全上問題がないこと。
(居酒屋や遊技場等は禁止)
 - ③学校よりもアルバイトが優先にならないこと。
- (2) アルバイト届け出の流れ
- ①アルバイト先で『アルバイト届』に事業所名、所在地、責任者名、連絡先を記入してもらう。
 - ②保護者の署名・捺印後、『アルバイト届』を担任に提出し、生活指導部に提出する。

学校生活に支障（学習状況、学習態度、遅刻・欠席、部活動等）をきたす場合は、許可の取り消し（本科生）、進級・進学・就職に影響がある。